## 吸収分割に係る事後開示書類

(吸 収 分 割 会 社:会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条に基づく開示事項) (吸収分割承継会社:会社法第801条第3項第2号に基づく開示事項)

> 2025 年 10 月 1 日 株式会社サニックスホールディングス 株式会社サニックス資源開発グループ

## 吸収分割に係る事後開示書類

福岡市博多区博多駅東2丁目1番23号 株式会社サニックスホールディングス 代表取締役社長 宗政 寛

東京都港区虎ノ門1丁目2番8号 株式会社サニックス資源開発グループ 代表取締役社長 武井 秀樹

株式会社サニックスホールディングス(下記吸収分割契約締結時の商号:株式会社サニックス。以下「吸収分割会社」といいます。)及び吸収分割会社の100%子会社である株式会社サニックス資源開発グループ(以下「吸収分割承継会社」といいます。)は、2024年6月3日付で締結した吸収分割契約及び2025年3月14日付で締結した吸収分割変更契約に基づき、効力発生日を2025年10月1日(以下「本効力発生日」といいます。)として、吸収分割会社が営む産業廃棄物・一般廃棄物の収集・運搬、再生、処分に係る事業、再生燃料の製造等に係る事業等、これらに付帯関連する事業(その他の甲の環境資源開発事業本部管掌の事業を含む)に係る権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます。)を行いました。

本吸収分割に関する、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法第 801 条第 3 項第 2 号並びに 会社法施行規則第 189 条に基づく開示事項は、以下のとおりです。

- 本吸収分割が効力を生じた日(会社法施行規則第 189 条第 1 号) 2025 年 10 月 1 日
- 2. 吸収分割会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第2号)
  - (1) 会社法第784条の2の規定による手続の経過(本吸収分割の差止請求) 本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項は ありません。
  - (2) 会社法第785条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求) 本吸収分割は、会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割であるため、該当事項は ありません。
  - (3) 会社法第787条の規定による手続の経過(新株予約権買取請求) 該当事項はありません。

(4)会社法第789条の規定による手続の経過(債権者の異議) 本吸収分割における吸収分割会社から吸収分割承継会社への債務の承継は、重畳的債 務引受の方法により行いましたので、会社法789条の規定による債権者保護手続は行っ ておりません。

- 3. 吸収分割承継会社における次に掲げる事項(会社法施行規則第189条第3号)
  - (1)会社法第796条の2の規定による手続の経過(吸収分割の差止請求) 会社法第796条の2の規定による本吸収分割の差止請求をした株主はおりませんでした。
  - (2) 会社法第797条の規定による手続の経過(反対株主の株式買取請求) 吸収分割承継会社は吸収分割会社の100%子会社であることから、該当事項はありません。
  - (3)会社法第799条の規定による手続の経過(債権者の異議) 吸収分割承継会社は、会社法第799条第2項に基づき、2025年2月20日付の官報公告を行いましたが、会社法第799条第1項の規定による異議を述べた債権者はおりませんでした。なお、吸収分割承継会社においては、知れている債権者がいなかったため、会社法799条第2項に基づく各別の催告は行っておりません。
- 4. 本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社から承継した重要な権利義務に関する 事項(会社法施行規則第189条第4号)

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日である 2025 年 10 月 1 日をもって、吸収分割会社から、吸収分割契約に定める産業廃棄物・一般廃棄物の収集・運搬、再生、処分に係る事業、再生燃料の製造等に係る事業等、これらに付帯関連する事業(その他の甲の環境資源開発事業本部管掌の事業を含む)に係る資産・負債その他の権利義務を承継いたしました。本吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割会社より承継した資産及び負債の額(概算)は次のとおりです。

承継した資産の額(概算): 2,004 百万円 承継した負債の額(概算): 2,003 百万円

- 5. 会社法第923条の変更の登記をした日(会社法施行規則第189条第5号)2025年10月1日
- 6. その他本吸収分割に関する重要な事項(会社法施行規則第 189 条第 6 号) 該当事項はありません。